やさしい街づくり！元気な長崎！

長崎市議会議員

いつわ清隆だより 第24号

平成20年８月　発行責任者：五輪　清隆　編集責任者：馬場　尚之　長崎市水の浦１の１　TEL861-6032

長崎市の防災訓練に自治会の婦人防災クラブの皆さんと参加

暑さ厳しい候、皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍に暑中お見舞い申し上げます。

主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）が７月７日から９日までの日程で開催されました。

会議の焦点は環境問題・原油高騰対策・食糧危機問題でいずれも私たち国民・市民を直視する問題であり各国の首脳がどのように対応していくのか注目していましたが、首脳の一致した結論とならず、議長国である福田首相の総括が表明されましたが、寂しい閉会となりました。

特に原油高騰については、投機マネーや中国・インドなどの需要増加が大きな背景により原油相場が上がる中で、新たな規制を導入すれば原油相場が値崩れするなど各国首脳の関心は強いものの抜本的な対策まで踏み込むことが出来ませんでした。

ガソリンが１リットル１８０円台への高騰や毎月値上げされる食糧費など、まさに国民・市民の生活を直撃する問題であり早急な対策が求められており、揮発油税の暫定税率廃止や凍結を検討しなければなりません。

その為にも国民が国政に対して何を求めているのかを明確に訴えていかなければなりません。

私も、市民の代表として市民の声を積極的に国政へ反映して行きます。

今後とも「やさしい街づくり」「元気な長崎」に向けて初心を忘れずに議員活動を邁進する所存でありますので、更なるご指導・ご支援をよろしくお願い致します。

長崎市議会議員　**五輪　清隆**

新市立病院（平成26年１月）開院予定！

新市立病院建設の基本方針

〈目　的〉
老朽化、狭隘化した市民病院および成人病センターを廃止・統合し、救急医療の充実、地域の医療従事者の教育支援および地域医療連携強化を図るため、新市立病院を建設する。

〈建設場所〉
現市民病院用地および周辺地区

〈機　能〉
①救急医療、②脳血管障害医療、③冠動脈疾患医療、④がん医療、⑤周産期医療、⑥結核・感染症医療

※本年４月に長崎大学医学部より長崎市に日赤長崎原爆病院の統合などを視野に大規模病院を建設する要望が出されましたが、長崎市は４５０床程度の新市立病院を現在地に建て替える計画で、用地交渉・運営方法などを検討しているので、大学側の要望は理解するが、現段階での「計画見直しは難しい」と見解を示しています。

現在の市立市民病院

◆建設スケジュール

H20	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H26
12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1
基本設計・実施設計		準備工事	病院棟本館工事			
					開院	

地域防災パトロールを実施！

「五輪清隆」市議会議員は、地域役員のみなさんと梅雨時期の６月21日(土)・22日(日)に危険個所などのパトロールを行い、道路整備・手すりの整備など19箇所を点検し、関係先と連携し長崎市へ要請を行いました。

溝蓋に滑り止め

歩道整備と手すりの設置

歩道の舗装

側溝の整備

生活道路と手すりの整備

一旦停止線の設置

ご相談はお気軽に！

長崎市議会議員
いつわ清隆
長崎市女の都１丁目１４４４-１３
自　宅☎(８４４)９５９９
生活相談室☎(８６１)１９８５

この用紙は再生紙を使用しています。

6月6日（金）に開会した長崎市議会平成20年6月定例会は、25日（水）に最終本会議を開き、一般会計補正予算（総額２億3,000万円）など28議案を原案通り可決・同意し閉会しました。

補正予算には安全・安心・交流センターとして活用する旧木鉢交番を児童クラブとしても利用できるよう改修する施設整備事業費（130万円）などが盛り込まれました。

また、市長・副市長・特別職（４人）の給与を7月から減額する条例改正案や、市立市民病院の通常分娩料を9月から値上げする条例改正案を原案、賛成多数で可決しました。

請願6件のうち、後期高齢者医療制度を廃止することなどを求める請願や国民健康保険税の引き下げを求める請願など4件は採択され、2件は不採択となりました。

主な補正予算の内容

◆庁舎維持管理費
……880万円

水産農林部及び農業委員会の朝日ビルからの撤去に伴い、現状回復に係る経費を負担する。

水産農林部が入居する旧防災センター

◆青少年健全育成活動事業費補助金
……130万円

地域団体が自主的に行うコミュニティ活動の充実と活性化を図るため、コミュニティ活動を実施する上で必要な備品等の購入経費を補助する。

事業主体：橘中学校区青少年育成協議会

◆児童クラブ施設整備事業費
……130万円

旧木鉢交番を安全・安心・交流センターとして活用するのに伴い、小榊小学校校区内の既存児童クラブが狭隘となっているため、児童クラブとして使用できるよう改修し、施設の狭隘化の解消とクラブ規模の適正化を図る。

安全・安心・交流センターとして活用される旧木鉢交番

◆長崎衛生公社補助金
……▲3億5,000万円

長崎衛生公社への運営補助金を貸付金に切り替えることに伴い減額する。

◆長崎衛生公社貸付金
……4億9,000万円

長崎衛生公社が金融機関から融資を受けた運営資金の平成19年度末残高（3億5,000万円）及び平成20年度の運営資金（1億4,000万円）を貸し付ける。

◆水道事業会計
……6,500万3千円

●資本的支出（出資金返還金）
…6,310万円

北浦名財産区不動産強制競売申立てに係る経費を計上する。

●収益的支出（雑支出）
…1,903万円

出資金の一部返還に伴い、当該出資金の財源として一般会計が借り入れた出資債に係る支払済み利子相当額を、一般会計に返還する。

主な議案

▽人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員・野々村直子氏及び追光夫氏の後任の委員を推薦したいが、人権擁護法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

▽市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

長崎市の厳しい財政状況を受けて、現在、職員に対して給与制度の大幅な見直しを提案していることから、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給与を減額する。

〈減額の期間〉

平成20年7月1日から平成23年4月21日まで

★年間の影響額

区　分	減額割合	年間の影響額
市　長	10%	△1,880,507円
副市長	5%	△764,976円
教育長	3%	△383,648円
常勤の監査委員	3%	△328,993円
上下水道事業管理者	3%	△383,648円
病院事業管理者	3%	△480,859円
合　計		△4,987,607円

※合計額は、副市長２人で算定

▽一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児のための短時間勤務制度が導入されたこと、部分休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、本市の職員についても同様の措置を講じたいのと、その他所要の整備をしたい。

▽長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部が改正され、個人の住民税について地方公共団体に対する寄附金税制が見直されたこと及び公的年金からの特別徴収制度が創設されたこと、公益法人関係税制が整備されたこと等に伴い、本市においても同様の措置を講ずる必要がある。

▽長崎市手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたい。

▽財産の取得について（化学消防ポンプ自動車）

現在、南消防署に配置している化学消防ポンプ自動車が配置後22年を経過し老朽化が進んでいることから代替購入する。

▽財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

現在、中央消防署に配置している水槽付消防ポンプ自動車が配置後17年を経過し老朽化が進んでいることから代替購入する。

水槽付消防ポンプ自動車

▽長崎市立病院使用料等条例の一部を改正する条例

市内の医療機関との均衡等を勘案し、市民病院の分べん料の額を改定したい。

◆通常分べんの場合

（平日）

・時間内160,000円→250,000円
・時間外192,000円→300,000円
・深夜224,000円→300,000円

（休日）

・224,000円→300,000円

◆施行日　平成20年9月1日

後期高齢者医療制度の廃止に関する請願書

請願の趣旨（抜すい）

4月1日から75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と名づける「後期高齢者医療制度」（その後「長寿医療制度」に名称変更）が始まりました。この制度は財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いの導入など、高齢者が十分な医療を受けにくくなるという懸念が強く出されています。

私たちは、後期高齢者医療制度を廃止し、喫緊の措置として従来の老人医療制度に戻すとともに、最終的に年齢や雇用形態での差異をなくし、医療保険を国民が公平に負担し、平等に医療サービスを受けることのできる新たな制度設計を行うため、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要求します。

1. 2009年4月1日に後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）を廃止し、喫緊の措置として、従来の医療制度（老人保健法）に戻すこと。
2. 2008年10月1日に保険料の年金からの天引き（特別徴収）を廃止すること。65歳以上の国民健康保険料の年金からの天引きも廃止すること。
3. 被扶養者からの保険料徴収は廃止までの間、凍結する（現行6ヶ月間凍結）こと。被扶養者以外の保険料についても2008年10月1日から軽減を図ること。